

宇部市飲用井戸等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、未給水区域において、安全で安心できる飲用水等（飲用、炊事用、入浴用、洗濯用その他の日常生活に要する水をいう。）の安定的な確保を図るため必要な飲用井戸等の給水施設を整備する者に対し、宇部市飲用井戸等整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 未給水区域 宇部市の水道整備計画の給水区域（以下「給水区域」という。）の区域外をいう。ただし、給水区域内であっても配水管の布設が著しく困難と認められる区域を含むものとする。
- (2) 給水施設 市長が必要と認めた取水、貯水、導水、浄水、送水および配水の施設をいう。
- (3) 水質検査 水道法（昭和32年法律第177号）第4条第2項の規定に基づく水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「省令」という。）の表の上欄に掲げる項目について、水質検査機関（水道法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者をいう。）又は簡易専用水道検査機関（水道法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者をいう。）が検査することをいう。塩素消毒をしない場合は消毒副生物を省略することができる。
- (4) 浄水器 省令の表の下欄に掲げる基準（以下「水質基準」という。）に適合するよう浄化することが可能な浄水器であり、かつ、次に掲げる事項のすべてに該当するものをいう。
 - ア 飲用水等を供給する給水装置に接続できること。
 - イ 耐用年数が通常の使用方法において5年以上であること。

(補助対象地域)

第3条 補助対象となる地域は、未給水区域とする。ただし、災害等により緊急に飲用水等を確保する必要があると市長が認める区域にあつては、これを補助対象地域とすることができる。

(補助対象者)

第4条 補助対象となる者は、未給水区域の住宅に居住し、又は居住しようとする者のうち、単独又は共同利用により飲用水等の給水施設を新設しようとする者であつて、次の各号のいずれにも該当しない場合とする。

- (1) 過去においてこの要綱によるもののほか、公共事業等に伴う補償又は他の補助を受けた場合で、当該補償又は補助を受けた年度の翌年度から起算して10年経過していない場合
 - (2) 他人の土地に給水施設を設置する場合において、当該土地の所有者の承諾が得られない場合
 - (3) 市税を滞納している場合
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、災害等により既設の水源（井戸、山水等）が枯渇、汚染又は破損したことにより、飲用水等の確保が著しく困難となった者は、補助対象とすることができる。
- 3 自治会の集会所において、補助対象者は飲用水等の給水施設等を新設しようとするときの当該自治会の自治会長とする。

（補助対象施設等）

第5条 補助対象となる施設は、主たる自己の居住の用に供する住宅及び自治会の集会所とする。ただし、次の施設は除く。

- (1) 別荘などの一時的な居住の用に供するもの
 - (2) 事務所、店舗その他これらに類する事業用建物（住宅併用にあつては居住用とみなす。）
 - (3) 賃貸住宅
- 2 前条第2項の規定の場合において復旧しようとする給水施設は、補助対象とする。

（補助対象経費）

第6条 補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ボーリング工事費（打抜き工事、素掘り工事を含む。）
- (2) 取水管工事費
- (3) ポンプ設置工事費
- (4) 給水管工事費（給水管設備のうち屋内配管は補助対象としない。）
- (5) 電気導線工事費
- (6) 貯水タンク設置工事費
- (7) 飲用井戸新設時の水質検査費
- (8) 必要に応じて設置する浄水器設置工事費（浄水器の台数は、1世帯当たり1台とし、2世帯以上の世帯が同一の住居に居住し、厨房を共用している場合は、1住居当たり1台とする。）
- (9) 浄水器の設置にあたっては、当該設置前に「水質基準不適合」であった項目に係る当該設置後における水質検査費

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度とする。

- 2 共同利用の施設にあっては、補助対象経費の2分の1以内とし、1戸あたり50万円を限度とする。
- 3 前2項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 市長は、毎年度予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、宇部市飲用井戸等整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付の上、工事に着手する前に、市長に提出し、申請しなければならない。

- (1) 事業予定場所の位置図
- (2) 代表者選任届兼誓約書及び共同利用者名簿(様式第2号。共同利用の場合)
- (3) 土地使用承諾書(様式第3号。共同利用の場合又は他人の土地に施設を設置する場合)
- (4) 設計図面(平面図)
- (5) 工事費の内訳が明記されている見積書の写し
- (6) 市税に滞納がないことを証する書類
- (7) 給水施設の使用不要となったことを証する書類(災害等の場合)
- (8) 飲用水等(原水)の水質基準が適合しないことを証明できる書類及び浄水器の性能、仕様を証明できる書類(浄水器を設置する場合)
- (9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その書類等を審査し、必要に応じて現地調査等を実施し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに交付の決定をする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金決定の通知)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは宇部市飲用井戸等整備事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、補助しないことを決定したときは宇部市飲用井戸等整備事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により第8条の申請をした者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

(事業の着手)

第11条 申請者は、前条の通知を受けた後、事業に着手するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者は、やむを得ない理由があるときは、市長の承認を

得て第10条の通知の前に事業着手することができる。ただし、交付決定については、前条の規定によるものとする。

(計画の変更等の承認届出)

第12条 第9条の規定により交付の決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金交付申請の内容を変更し、又は中止する場合は、速やかに宇部市飲用井戸等整備事業計画変更承認申請書(様式第6号)に必要な書類を添付の上、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにこれを審査し、承認の可否を決定し、宇部市飲用井戸等整備事業計画変更承認・不承認通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第13条 補助事業者は、当該事業を完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、宇部市飲用井戸等整備事業実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 補助事業に係る請求書(経費の内訳記載のもの)又は領収書の写し
- (3) 工事写真(着工前、工事中、完成)
- (4) 竣工図面(平面図)
- (5) 柱状図(ボーリング工事を行った場合)
- (6) 飲用井戸新設の場合は、別表に掲げる水質検査項目の結果を備えた写し
- (7) 浄水器の設置にあつては、当該設置前に「水質基準不適合」であつた項目に係る当該設置後における水質検査結果の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 第11条第2項の規定により事業着手した者は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに、宇部市飲用井戸等整備事業実績報告書(様式第8号)に前項に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金交付額の確定)

第14条 市長は、前条の実績報告書の提出があつたときは、速やかにこれを審査し、適正と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、宇部市飲用井戸等整備事業補助金交付額確定通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求および交付)

第15条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、市長に宇部市飲用井戸等整備事業補助金交付請求書(様式第10号)を提出するものとし、市長はこれに基づ

き補助金を交付するものとする。

(調査又は報告)

第 16 条 市長は、補助事業者に対し、補助事業を適正に執行するため必要な調査又は報告を求めることができる。

(補助金交付の取消し)

第 17 条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(補助金の返還)

第 18 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(施設の維持管理)

第 19 条 補助事業者は、補助事業により整備した給水施設等について、衛生の確保のため、適正に管理するとともに、定期的な水質検査を行わなければならない。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別 表（第 13 条関係）

新設の実績報告に必要な水質検査項目

No.	項 目 名	基 準
1	一般細菌	100 個/mL 以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L 以下であること。
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0mg/L 以下であること。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L 以下であること。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L 以下であること。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L 以下であること。
38	塩化物イオン	200mg/L 以下であること。
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L 以下であること。
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L 以下であること。
47	PH 値	5.8 以上 8.6 以下であること。
48	味	異常でないこと。
49	臭 気	異常でないこと。
50	色 度	5 度以下であること。
51	濁 度	2 度以下であること。

* 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 4 条第 2 項

水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）のうちの項目

宇 部 市 長 様

〒

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

電 話

宇部市飲用井戸等整備事業補助金交付申請書

宇部市飲用井戸等整備事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

記

- | | |
|------------|-------------------|
| 1 事業の場所 | 宇部市 |
| 2 事業概要 | |
| 3 着手予定日 | 年 月 日 |
| 4 完了予定日 | 年 月 日 |
| 5 予定施行業者住所 | |
| | 氏名 |
| 6 事業費 | 円（消費税及び地方消費税を除く。） |
| 7 補助金交付申請額 | 円（千円未満切捨て） |

添付書類

- (1) 事業予定場所の位置図
- (2) 代表者選任届兼誓約書及び共同利用者名簿（様式第2号。共同利用の場合）。
- (3) 土地使用承諾書（様式第3号。共同利用の場合又は他人の土地に施設を設置する場合）。
- (4) 設計図面（平面図）
- (5) 工事費の内訳が明記されている見積書の写し
- (6) 市税に滞納がないことを証する書類
- (7) 給水施設の使用不要となったことを証する書類（災害等の場合）
- (8) 飲用水等(原水)の水質基準が適合しないことを証明できる書類及び浄水器の性能、仕様を証明できる書類（浄水器を設置する場合）
- (9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類。

様式第2号（第8条関係）

代 表 者 選 任 届 兼 誓 約 書

年 月 日

宇 部 市 長 様

代 表 者

住 所

ふりがな
氏 名

宇部市飲用井戸等整備事業にかかる一切の権限を上記代表者に委任したので届け出ます。

また、宇部市飲用井戸等整備事業補助金交付要綱により、宇部市の補助金を受けて実施する生活飲用井戸等整備事業について、将来において問題が生じた場合は、事業実施者の責任において解決することを誓約します。

※ 共同利用の場合は、裏面に共同利用者を記入すること。

様式第2号裏面（第8条関係）

共同利用者名簿

住 所	ふりがな 氏 名
	⑩
	⑩
	⑩
	⑩
	⑩
	⑩
	⑩
	⑩
	⑩
	⑩

土地 使用 承諾 書

年 月 日

宇 部 市 長 様

使 用 者

住 所

ふりがな
氏 名

土地の所在	
土地の面積	m ²
使用目的	
使用期間	
その他	

私の所有する土地を上記のとおり使用することを承諾します。

年 月 日

土地所有者

住 所

ふりがな
氏 名

様

宇部市長

宇部市飲用井戸等整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった宇部市飲用井戸等整備事業補助金について、下記のとおり交付を決定したので、宇部市飲用井戸等整備事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 補助金の額 円（予定：実績報告後確定）

2 実績報告書

補助事業者は、事業を完了した日から起算して30日を経過する日または交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式第8号により実績を報告してください。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告（市長を代表者）として提起することができます。
- 3 1の審査請求又は2の訴えの提起ができる期間内であっても、その処分があった日（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求（2にあつては処分の取消しの訴えの提起）をすることができなくなります。

様

宇部市長

宇部市飲用井戸等整備事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった宇部市飲用井戸等整備事業補助金について、下記のとおり交付しないことに決定したので、宇部市飲用井戸等整備事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 不交付の理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告（市長を代表者）として提起することができます。
- 3 1の審査請求又は2の訴えの提起ができる期間内であっても、その処分があった日（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求（2にあつては処分の取消しの訴えの提起）をすることができなくなります。

年 月 日

宇 部 市 長 様

〒

住 所

ふりがな
氏 名

電 話

宇部市飲用井戸等整備事業計画変更承認申請書

年 月 日付け宇環政第 号で交付の決定を受けた宇部市飲用井戸等整備事業補助金について、申請事項を変更したいので、宇部市飲用井戸等整備事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり事業計画の変更を申請します。

記

- | | | |
|---------|----|----|
| 1 変更の種類 | 変更 | 中止 |
| 2 変更の内容 | | |
| 3 変更理由 | | |
| 4 添付書類 | | |

様

宇部市長

宇部市飲用井戸等整備事業補助金計画変更承認・不承認通知書

年 月 日付で申請のあった宇部市飲用井戸等整備事業計画変更承認について、下記のとおり決定したので、宇部市飲用井戸等整備事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

1 承認の可否 承認します 承認しません

2 決定理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告（市長を代表者）として提起することができます。
- 3 1の審査請求又は2の訴えの提起ができる期間内であっても、その処分があった日（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求（2にあつては処分の取消しの訴えの提起）をすることができなくなります。

年 月 日

宇 部 市 長 様

〒

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

電 話

宇部市飲用井戸等整備事業補助金実績報告書

年 月 日付け宇 環 政第 号で交付の決定を受けた宇部市飲用井戸等整備事業補助金について、事業が完了したので、宇部市飲用井戸等整備事業補助金交付要綱第13条の規定により報告します。

記

補助金交付額

円

添付書類

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 補助事業に係る請求書（経費の内訳記載のもの）又は領収書の写し
- (3) 工事写真（着工前、工事中、完成）
- (4) 竣工図面（平面図）
- (5) 柱状図（ボーリング工事を行った場合）
- (6) 飲用井戸新設の場合は、別表に掲げる水質検査項目の結果を備えた写し
- (7) 浄水器の設置にあつては、当該設置前に「水質基準不適合」であつた項目に係る当該設置後における水質検査結果の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

様

宇部市長

宇部市飲用井戸等整備事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった宇部市飲用井戸等整備事業補助金の交付について、下記のとおり交付することに確定したので、宇部市飲用井戸等整備事業補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

記

1 補助金交付額 円

2 交付決定の請求

宇部市飲用井戸等整備事業補助金交付請求書（様式第10号）を速やかに提出してください。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告（市長を代表者）として提起することができます。
- 3 1の審査請求又は2の訴えの提起ができる期間内であっても、その処分があった日（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求（2にあつては処分の取消しの訴えの提起）をすることができなくなります。

宇部市飲用井戸等整備事業補助金交付請求書

請求金額 金 _____ 円

ただし、 年 月 日付け宇環政第 号で交付額の確定通知を受けた宇部市飲用井戸等整備事業補助金について、上記のとおり請求します。

年 月 日

宇 部 市 長 様

〒

申請者 住 所

ふりがな
氏 名

電 話

【補助金の振込先】

金融機関	銀行・金庫							
	農協				支店			
	()		()					
預金種別	普・当・()	口座番号						
(ふりがな) 名義人								

担当者：

連絡先：